アマノ株式会社定款

令和４年 ６月２９日改訂

第１章　　総　　則

（商　号）

第　１条　　当会社は「アマノ株式会社」と称する。

２．英文では「Ａｍａｎｏ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ」とする。

（本店の所在地）

第　２条　　当会社は本店を横浜市に置く。

（目　的）

第　３条　　当会社は次の事業を営むことを目的とする。

１．タイムレコーダー・タイムスタンプ等の精密機械器具の製造・販売・賃貸
２．情報処理用コンピューターの製造・販売・賃貸
３．情報通信システムに係る機械器具・装置の製造・販売・賃貸
４．駐車場設備の製造・販売・賃貸および駐車場の運営管理の受託業務
５．集塵機・集塵装置・粉粒体空気輸送装置の製造・販売
６．有害ガス処理機械装置の製造・販売
７．脱臭処理機械・装置の製造・販売・賃貸
８．産業廃棄物処理装置の製造・販売・賃貸
９．生ごみ処理装置の製造・販売・賃貸
１０．清掃機器の製造・販売および清掃用品・溶剤の販売ならびに床清掃業務の請負
１１．環境衛生等の測定機器の製造・販売・賃貸および環境衛生等の測定、検査業務
１２．オゾン水・強電解水・アルカリイオン水の生成装置の製造・販売・賃貸
１３．オゾン水・強電解水・アルカリイオン水の調査・研究およびこれらに関するコンサルティング
１４．医療機器の開発・製造・販売・賃貸・修理
１５．介護用品および介護機器の製造・販売・賃貸および輸出入
１６．前各号に係る機械・装置の据付けおよび付属する建造物・構造物の設計・施工の請負
１７．環境計量証明事業および作業環境測定に関する業務
１８．コンピューターのソフトウェアの開発・設計受託ならびに販売
１９．コンピューターによる受託計算業務
２０．前各号に付帯関連する一切の事業

（公告方法）

第　４条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第　５条　　当会社の発行可能株式総数は１８５，４７６千株とする。

（自己株式の取得）

第　６条　　当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第　７条　　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第　８条　　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）剰余金の配当を受ける権利

（３）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（４）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株式取扱規則）

第　９条　　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（株主名簿管理人）

第１０条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

（基準日）

第１１条　　当会社は毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章　株　主　総　会

（招　集）

第１２条　定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

（招集権者および議長）

第１３条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２．株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２．前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１７条　株主総会の議事については、法務省令の定めるところに従い、その経過の要領およびその結果等を記載または記録した議事録を作成し、議長および議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

第４章　　取締役および取締役会

（取締役会の設置）
第１８条　　当会社は取締役会を置く。

（取締役の員数）
第１９条　　当会社の取締役は１０名以内とする。

（取締役の選任）
第２０条　　取締役は株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）
第２１条　　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第２２条　　当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって、取締役又は執行役員から社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）
第２３条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第２４条　　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２．取締役会は、取締役および監査役全員の同意がある場合には、招集の手続きを経る

ことなく開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第２５条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２６条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第２７条　取締役会の議事については、法務省令に定めるところに従い議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

（取締役会規則）

第２８条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第２９条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任限定）

第３０条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、監査役の同意および取締役会の決議により、同法第４２３条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

（社外取締役との責任限定契約）

第３１条　当会社は社外取締役の会社法第４２３条第１項の責任について、同法第４２７条に定めるところに従い、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第４２５条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を社外取締役と締結することができる。

第５章　監査役および監査役会

（監査役および監査役会の設置）

第３２条　当会社は監査役および監査役会を置く。

（監査役の員数）

第３３条　　当会社の監査役は５名以内とする。

（監査役の選任）
第３４条　　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）
第３５条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

３．会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

４．前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）
第３６条　　監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第３７条　　監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２．監査役会は、監査役全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（監査役会の決議の方法）
第３８条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）
第３９条　　監査役会の議事については、法務省令に定めるところに従い議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

（監査役会規則）

第４０条　　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（監査役の報酬等）

第４１条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任限定）

第４２条　　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議により、同法第４２３条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

（社外監査役との責任限定契約）

第４３条　　当会社は社外監査役の会社法第４２３条第１項の責任について、同法第４２７条に定めるところに従い、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第４２５条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結することができる。

第6章　　会　計　監　査　人

（会計監査人の設置）

第４４条　　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第４５条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

２．会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

（会計監査人の任期）

第４６条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第４７条　　会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によって定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第４８条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（期末配当金）

第４９条　　当会社は株主総会決議によって毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第５０条　　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第５１条　　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

２．未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附　　則

（株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置）

１．変更前定款第１４条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第１４条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第７０号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である２０２２年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

２．前項の規定にかかわらず、施行日から６カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第１４条は、なお効力を有する。

３．本附則は、施行日から６カ月を経過した日または前項の株主総会の日から３カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

この定款は令和４年６月２９日より実施する。

横浜市港北区大豆戸町２７５番地

ア　マ　ノ　株　式　会　社

代表取締役社長　津 田　　博 之